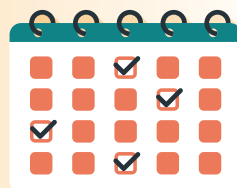
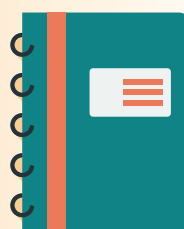




投資家のための 税金読本

2024年度版



新しいNISAもまるわかり

- ・2024年の定額減税
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引の税金 など
- ・税制や相続、贈与について“学べる1冊”

編著：大和総研

監修：税理士法人柴原事務所

日本法令[®]

この文書は『2024 年度版 投資家のための税金読本』
から一部抜粋したものです。

より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクから
お求めいただけます。

『2024 年度版 投資家のための税金読本』

定価：1,600 円（税別）

著者：大和総研

発行：2024 年 7 月 20 日 364P

発行所：日本法令

<https://www.amazon.co.jp/dp/4539747061>

株式の評価

上場株式、気配相場等のある株式の評価

上場株式等の評価の原則

株式は、上場株式、気配相場等のある株式、取引相場のない株式の3つに分類され、それぞれ評価方法が異なります。

上場株式、気配相場等のある株式の評価方法は以下の通りです。

▶ 上場株式、気配相場等のある株式の評価方法

株式の種類		評価方法
上場株式		次の①～④のうち最も低い価額で評価します。 ①相続等（死亡）の日の最終価格 ②相続等の日の属する月の毎日の最終価格の月平均額 ③その前月の毎日の最終価格の月平均額 ④その前々月の毎日の最終価格の月平均額 ※1 最終価格とは、金融商品取引所（証券取引所）の終値をいいます。国内の2以上の証券取引所に上場されている株式については、納税義務者が選択した取引所の最終価格とします。 ※2 相続等の日に取引がない場合、①の価格は相続等の日前後の直近の日の終値（2つある場合は平均値）によります。 ※3 相続等の日の属する月以前3ヵ月間に新株権利落がある場合は、評価に当たって権利落を考慮した月平均額の修正を行う必要があります。
気配相場等のある株式	公開途上にある株式	株式の上場に際して、株式の公募または売出しが行われる場合 …公開価格で評価します。 株式の上場に際して、株式の公募または売出しが行われない場合 …相続等の日以前の取引価格等を勘案して評価します。 ※ 公開途上にある株式とは次のものをいいます。 ①金融商品取引所が内閣総理大臣に対して上場の承認申請を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までの株式 ②日本証券業協会が登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までの株式
負担付贈与または個人間の対価を伴う譲渡により取得した株式		贈与または譲渡のあった日の価格（上場株式は金融商品取引所の最終価格）で評価します。

上場株式の評価の例

相続等の日 X年7月15日

7月15日の最終価格	840円	7月の最終価格の月平均額	850円
6月の最終価格の月平均額	820円	5月の最終価格の月平均額	800円

→評価額は、上記の金額のうち最も低い800円になります。

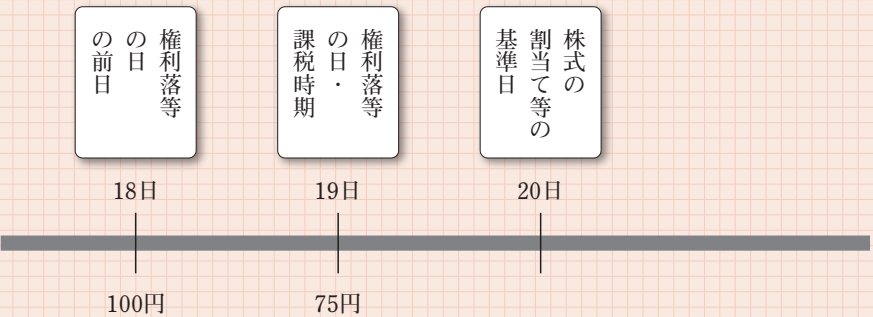
権利落等がある場合の特例



上場株式は相続等の日の最終価格か、その月、その前月、その前々月の最終価格の月平均額のいずれかで評価されます。ところで、増資や株式分割で新株が発行される場合、新株を取得する権利を有する者を確定する権利確定日を過ぎると、権利落が生じ、通常株価は下がります。この場合、その株式の評価額は権利落した額とすべきなのか、権利落前の額とすべきなのかという問題が生じます。通達では相続等の日の最終価格と最終価格の月平均額に関して、以下のような特例が定められています。

(1) 課税時期（相続等の日）の最終価格に関して

◆課税時期が権利落等の日から株式の割当て等の基準日までの間にある場合

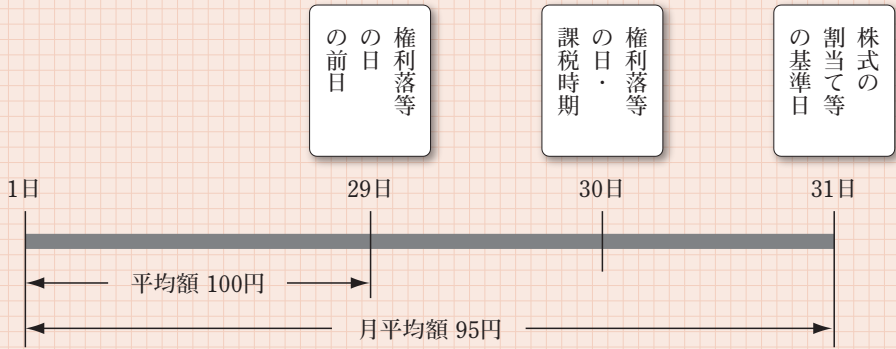


この場合、課税時期の最終価格に関して、権利落等の日の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格という特例が定められています。よって上の例では、課税時期の最終価格は18日の100円となります（なお、株数は新株発行前の数）。

(2) 最終価格の月平均額に関して

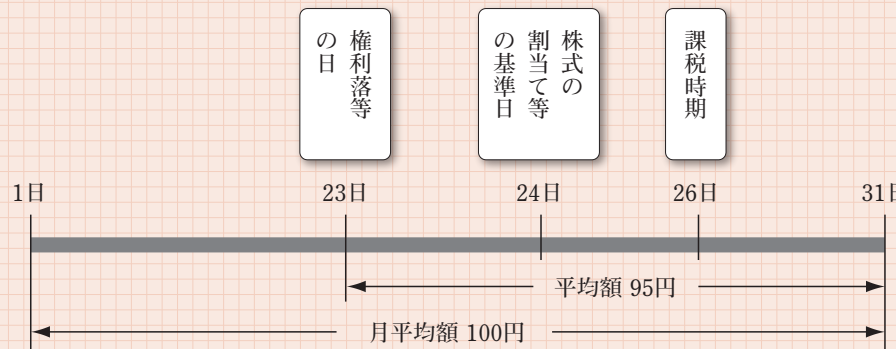
課税時期の月以前の3ヵ月の間に権利落等がある場合に、それぞれ次のページの特例が定められています。なお、この特例は配当落には適用がありません。

◆課税時期が株式の割当て等の基準日以前の場合



この場合、この月の最終価格の平均額は、原則として、初日から末日までの平均額ではなく、初日から権利落等の日の前日までの平均額となります。よって上の例では、この月の最終価格の月平均額は100円となります（なお、株数は新株発行前の数）。

◆課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後の場合



この場合、この月の最終価格の平均額は、初日から末日までの平均額ではなく、権利落等の日から末日までの平均額となります。よって上の例では、この月の最終価格の平均額は95円となります（なお、株数は新株発行後の数）。

また、この場合について、権利落等の日の前月以前の各月の最終価格の月平均額についても特例が定められており、以下の計算式で求められた値となります。

$$\left(\text{その月の最終価格の月平均額} + \frac{\text{割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額}}{\text{株式1株に対する割当て株式数}} \right) \div \left(1 + \frac{\text{株式1株に対する割当て株式数または交付株式数}}{\text{株式1株に対する割当て株式数}} \right)$$

種類株式の評価方法



種類株式の評価方法は、以下の通りです。

配当優先の無議決権株式	原則として 普通株式 と同様の評価 なお、一定の場合、普通株式評価額から5%評価減すること も認められます。その場合、減額した分を議決権株式に加算し、 相続税評価総額が変動しないようにしなければなりません。
拒否権付株式	普通株式 と同様に評価（拒否権は考慮しません）
社債類似株式	以下の条件を満たすものは、発行価額により評価 ①優先配当、②無議決権、③一定期間後に発行会社が発行価 額で償還、④残余財産分配は発行価額を上限、⑤他の株式を 対価とする取得請求権を有しない
上場会社が発行した普通 株式へ転換が予定されて いる非上場の優先株式	転換価格が上場普通株式の株価に連動する場合 ・普通株式の株価 ≥ 下限転換価格の場合は、 発行価額 ・普通株式の株価 < 下限転換価格の場合は、 普通株式の株価 × 発行価額 ÷ 下限転換価格

信用取引の建玉の評価

（１）被相続人が信用取引で買建てていた場合

信用取引の買建ては、株式の買付代金と買付株式とが借入金の担保として差し
を証券会社から借り入れて行っており、入れられます。財産評価は以下のよう
借入代金について金利の支払債務が生じになります。
ます。一定の保証金または代用有価証券

信用取引で買建てた株式	通常の上場株式と同様の評価
証券会社からの借入金と相続等の日までの支 払日歩	債務として評価（逆日歩は財産として評価）
保証金・代用有価証券	通常の財産評価額で評価

（２）被相続人が信用取引で売建てていた場合

信用取引の売建ては、証券会社から株
式を借りて売却し、一定の保証金または
代用有価証券と売却代金とを担保として
差し入れます。担保として差し入れた売
却代金について金利を受け取ります。財
産評価は次のようになります。

信用取引で売建てた株式の売却代金と相続等 の日までの受取日歩	財産として評価（逆日歩は債務として評価）
証券会社からの借株	債務として評価（相続等の日の最終価格で評価）
保証金・代用有価証券	通常の財産評価額で評価

取引相場のない株式の評価

取引相場のない株式の評価の概要

取引相場のない株式とは、上場株式、
気配相場等のある株式以外の株式のこと
で、非上場企業の株式などがこれに当た
ります。取引相場のない株式は、上場株
式のように市場価格によって評価するこ
とができません。そこで取引相場のない
株式については、その会社の規模に応じ
て、原則として、次の３種類の方式で評
価額が求められます。

・類似業種比準方式 ・純資産価額方式 ・併用方式

類似業種比準方式は、その会社と類似
の業種を営んでいる会社の株価から計算
する方式であり、**純資産価額方式**はその
会社の純資産から計算する方式です。そ
して、**併用方式**は、この２つの計算方式
を併用（一定割合は類似業種比準方式で
計算し、残りの割合は純資産価額方式で
計算）する方式です。

原則として以上の３種類の方式で評価
額が求められますが（このような原則的
評価方式が適用される会社を**一般評価会
社**と呼びます）、会社の資産の保有状況や

営業状態等が一般評価会社と異なる**特定
評価会社**の場合には会社の種類に応じ、
純資産価額方式などで計算します。

以上の計算方式は、株式の保有者が**同
族株主等**の場合に認められる方式です。

株式の保有者が**同族株主等以外**の場合
であれば、**配当還元方式**（配当額から株
式の評価額を計算する方式）で評価しま
すが、その金額が上記の原則的評価方式
を超える場合は原則的評価方式を選択す
ることも可能です。

▶取引相場のない株式の評価方法

	同族株主等（原則的評価方式）	同族株主等以外の株主
一般評価会社	類似業種比準方式 純資産価額方式 併用方式 } のいずれか	配当還元方式 原則的評価方式 } のいずれか
特定評価会社	純資産価額方式など	配当還元方式 原則的評価方式 } のいずれか

一般評価会社の場合

一般評価会社の取引相場のない株式は、
同族株主等が所有する場合、会社の規模
（☐次のページの区分表参照）に応じて、
類似業種比準方式、純資産価額方式、併
用方式で計算されることになります。

大 会 社		類似業種比準方式と純資産価額方式のいずれか低いほう
中 会 社	中会社の大	併用方式（L＝0.9）と純資産価額方式のいずれか低いほう
	中会社の中	併用方式（L＝0.75）と純資産価額方式のいずれか低いほう
	中会社の小	併用方式（L＝0.6）と純資産価額方式のいずれか低いほう
小 会 社		併用方式（L＝0.5）と純資産価額方式のいずれか低いほう

▶ 大会社・中会社・小会社区分表

規模 区分	区分の内容		①直前期末の総資産価額（帳簿価額） および従業員数（※1）	②直前期末以前1年間の取引金額（売上高）
大 会 社	従業員数が70人以上の会社は業種にかかわらずすべて大会社			
	従業員数が70人未満で、 かつ、業種ごとに定めら れた右の①・②のいづれ かに該当する会社	卸売業	20億円以上（従業員数35人以下の 会社を除く）	30億円以上
		小売・サー ビス業	15億円以上（従業員数35人以下の 会社を除く）	20億円以上
		その他		15億円以上
中 会 社 ※2	従業員数が70人未満で、 かつ、業種ごとに定めら れた右の①・②のいづれ かに該当する会社	卸売業	7,000万円以上20億円未満（従業 員数5人以下の会社を除く）	2億円以上 30億円未満
		小売・サー ビス業	4,000万円以上15億円未満（従業 員数5人以下の会社を除く）	6,000万円以上 20億円未満
		その他	5,000万円以上15億円未満（従業 員数5人以下の会社を除く）	8,000万円以上 15億円未満
	小 会 社	従業員数が70人未満で、 かつ、業種ごとに定めら れた右の①・②のいづれ にも該当する会社	卸売業	7,000万円未満または従業員数5人 以下
小売・サー ビス業			4,000万円未満または従業員数が5 人以下	6,000万円未満
その他			5,000万円未満または従業員数が5 人以下	8,000万円未満

- ※1 ここでは従業員数とは、直前期末以前1年間継続して勤務していた従業員（就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満である従業員を除く。「継続勤務従業員」とする）の数に、継続勤務従業員以外の従業員の直前期末以前1年間の労働時間の合計時間数を1,800時間で除した数を加算した数を指します。
- ※2 中会社については、「中会社の大」「中会社の中」「中会社の小」に区分されます。
- ※3 評価会社がいずれの業種に該当するかは、直前期末以前1年間における取引金額が最も多い業種によって判断します。

（1）類似業種比準方式

類似業種の株価や1株当たりの配当金、年利益金額・純資産価額（帳簿価額）をもとに次の計算式で求めます。

$$\text{評価額} = A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \right) \times \text{斟酌率} \begin{pmatrix} \text{大会社} 0.7 \\ \text{中会社} 0.6 \\ \text{小会社} 0.5 \end{pmatrix} \times \frac{\text{評価会社の1株当たり資本金額}}{50\text{円}}$$

A：類似業種の株価

B：類似業種の1株当たりの配当金額

C：類似業種の1株当たりの年利益金額

D：類似業種の1株当たりの純資産価額

b：評価会社の1株当たりの配当金額

c：評価会社の1株当たりの年利益金額

d：評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）

（2）純資産価額方式

相続税を計算する際の財産評価額で評価会社の総資産を評価し、そこから負債と評価差額に対する法人税額等相当額と

を差し引いた額を発行済株式数（自己株式を除く）で割って評価額を算出する方式です。

$$\text{評価額} = \frac{A - B - C}{\text{相続等の日現在の発行済株式数（自己株式を除く）}}$$

A：相続等の日の財産評価額による総資産額^{※1}

B：相続等の日の財産評価額による負債額

C：相続等の日の財産評価額による純資産価額から帳簿価額による純資産価額^{※2}を差し引いた金額にかかる法人税額等に相当する金額^{※3}

中・小会社について、株式の取得者と同族関係者の議決権が議決権総数（自己株式を除く）の50%以下である場合は上記の価額の80%になります。

- ※1 相続等の日前3年以内に評価会社が取得または新築した土地等・家屋等については、相続等の日の通常の取引価額により評価します。評価会社が取引相場のない株式を保有する場合に加算する当該株式の純資産価額については、法人税額等に相当する金額の控除はしません。
- ※2 現物出資、合併または株式交換・株式移転・株式交付により著しく低い価格で評価会社が受け入れた資産については、原則として現物出資等のときの相続税評価額に基づく純資産価額を加算します。
- ※3 相続等の日現在の財産評価額による純資産価額から帳簿価額による純資産価額を差し引いた金額に37%を乗じて計算した金額です。

（3）併用方式

併用方式は、次の計算式によって求めます。併用方式は、一定割合を類似業種

比準方式で計算し、残りの割合を純資産価額方式で計算するという方式です。

$$\text{評価額} = \frac{\text{類似業種比準価額}}{\text{類似業種比準価額}} \times L + \frac{\text{課税時期における1株当たりの純資産価額}}{\text{課税時期における1株当たりの純資産価額}} \times (1 - L)$$

※ Lの割合については□前ページ一番上の図表を参照してください。

特定評価会社の場合

下記の会社が特定評価会社に該当し、
その取引相場のない株式の評価方法はそ

れぞれ以下の通りとなります。

比準要素数1の会社	併用方式（L=0.25）と純資産価額方式のいずれか低いほう
株式等保有特定会社	簡便方式と純資産価額方式のいずれか低いほう
土地保有特定会社	純資産価額方式
開業後3年未満の会社	純資産価額方式

(1) 比準要素数1の会社

☞276ページの類似業種比準方式の算式
中のb、c、dのうちいずれか2つが
ゼロであり、直前々期末においてもい
ずれか2つ以上がゼロの会社を**比準要素
数1の会社**と呼びます（b（配当金額）・c
（利益金額）については、直近期末以前
3年間の実績を反映して判定されること

になります）。この場合、その取引相場
のない株式の評価額は、**純資産価額方式**
または**併用方式（L=0.25）**で計算されます。
なお、3要素すべてがゼロとなるよう
な会社は、純資産価額方式による評価方
法となります。

(2) 株式等保有特定会社

株式等保有特定会社とは、総資産のうち
に占める株式・新株予約権付社債および出
資（所有株式等）の価額（相続税を計算す
る際の財産評価額による）の合計額の割合

が50%以上の会社をいいます。
株式等保有特定会社の株式の評価額は、
純資産価額方式、または**簡便方式**で計算
されます。

▶簡便方式

評価額=S₁+S₂

S₁：株式等保有特定会社の株式について原則的評価方式（類似業種比準方式、純資産
価額方式、併用方式のいずれか）を一定の条件の下で当てはめて計算した額

S₂：以下の計算式で求められる額

株式等の価額
の合計額
(相続税評価額)

−

{ 株式等の価額
の合計額
(相続税評価額) − 株式等の価
額の合計額
(簿価) }

× 法人税額等
相当額(37%)

課税時期の発行済株式数

※「株式等の価額の合計額（相続税評価額）−株式等の価額の合計額（簿価）」が0以下である場合は、S₂は「株
式等の価額の合計額（相続税評価額）／課税時期の発行済株式数」とします。

(3) 土地保有特定会社

土地保有特定会社とは、総資産に占め
る土地等の価額（相続税を計算する際の
財産評価額による）の割合が70%以上で
ある大会社（業種別の総資産価額（☞
276ページ参照）が大会社と同等である
小会社を含む）、または同割合が90%以

上である中会社（業種別の総資産価額が
中会社と同等である小会社を含む）をい
います。

土地保有特定会社の株式は原則として
純資産価額方式により評価されます。

(4) 開業後3年未満の会社

相続等の日において開業後3年未満の
会社の株式は原則として**純資産価額方式**

により評価されます。

所有者が同族株主等以外の場合

前項までの説明は、所有者が同族株主
等の場合です。所有者が**同族株主等以外**
の場合は次の**配当還元方式**により評価し
ますが、同族株主等と同様の評価方法も

認められます。納税者はいずれか低い方
法によることができます。
所有者が同族株主等か否かは、☞**次の
ページの図**のように決められます。

▶配当還元方式

その株式の
1株当たりの年配当金額
10%

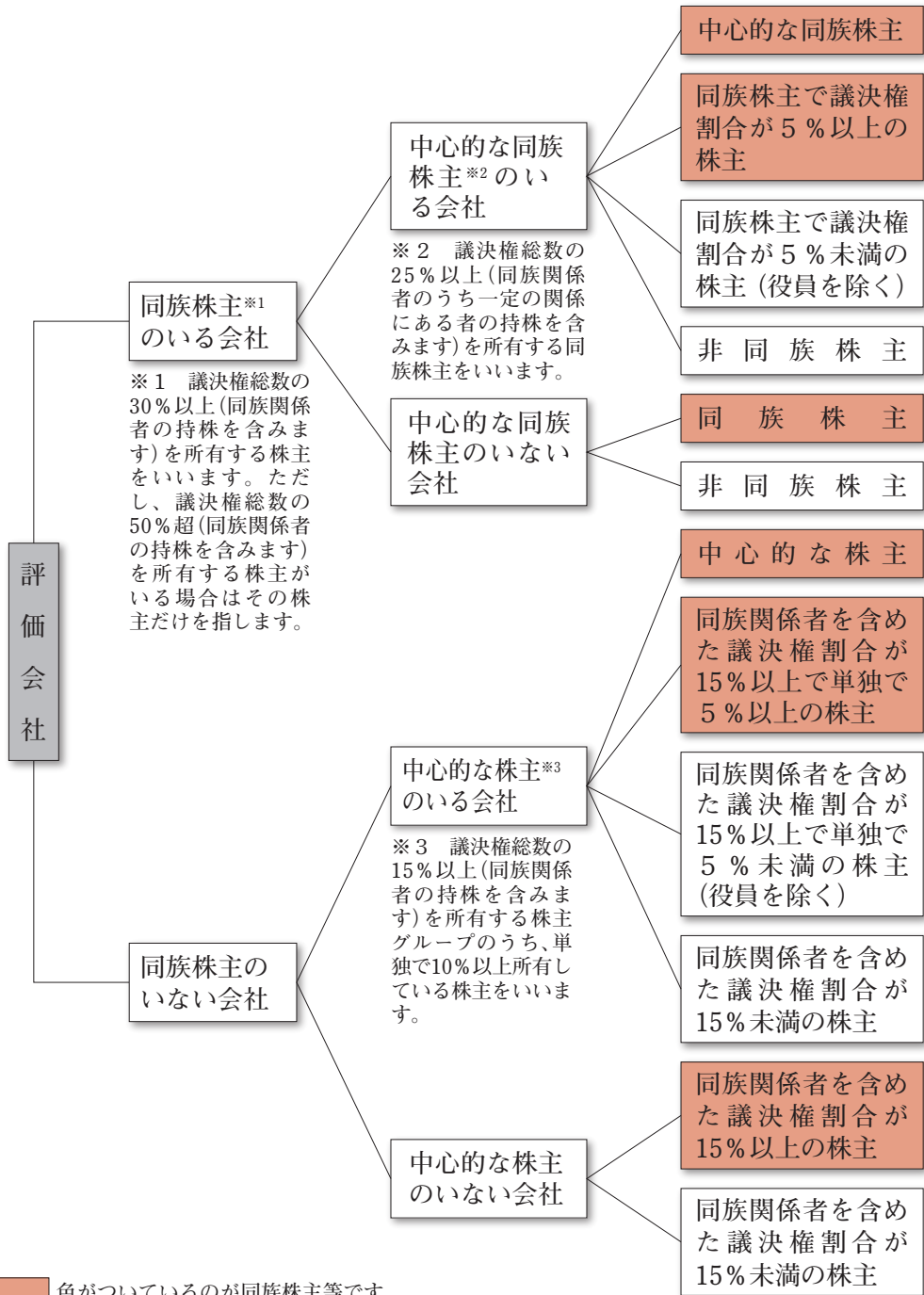
×

その株式の
1株当たりの資本金等の額
50円

評価額=

年配当金額は1株当たりの資本金の額を50円とした場合の金額で、直前期末以前2年間の配
当金額の平均によって求めます。年配当金額が2円50銭未満である場合や無配の場合は、年
配当金額は2円50銭とします。

同族株主等の判定図



※4 上記の「同族株主」、「中心的な同族株主」または「中心的な株主」の判定、および各株主の「議決権割合」の算出を行う際には、

- ① 評価会社が保有する自己株式の議決権はゼロとします
- ② 法人間での株式の相互保有により議決権を有さないこととされる株式の議決権数はゼロとします
- ③ 種類株式のうち株主総会の一部の決議事項について議決権がない株式の議決権の数を含めます